

共通 GAP マーク 使用のルール 第3版

(第3版 2023年3月1日発行 変更部分は赤字)

特定非営利活動法人 GAP 総合研究所



0 前提

GAP 認証農場、GAP 取組産地、GAP 食材使用という文言は、共通 GAP マークを使わずとも、商品上で表記することは可能です。ただし、事実と異なる表記をした場合は「不正競争防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」「食品表示法」その他関係法令によって、行政によって罰せられます。

多くの GAP 認証農場や、その農産物の加工業者が、共通 GAP マークの形で表示することで、同じ絵柄やフォントで消費者の目にふれることになり、全体としての GAP の存在感を高める効果があります。共通 GAP マークは、GAP 普及の公益団体である特定非営利活動法人 GAP 総合研究所（以下、「GAP 総研」）の登録商標となっており、不正な表示に対して、行政が上記の法律で迅速に対応できない場合でも、商標法により GAP 総研の判断で共通 GAP マークの表示をやめさせることができます。

1 共通 GAP マークの目的

共通 GAP マークは、食品安全、環境保全、労働安全、人権の尊重、家畜衛生、アニマルウェルフェアに配慮した農場管理を行う農場・団体に生産された農産物・畜産物であることを広く消費者に伝えることを目的として、GAP 認証/確認を持つ農場の農産物等に表示するマークです。GAP がカバーする範囲は、SDGs の要素を多く含んでおり、GAP は SDGs を実践している農場の目印でもあります。

共通 GAP マークは、GAP 総研の登録商標であり、GAP 総研とサブライセンス契約を交

わすことで使用することができます。

2022年時点において、GAP認証制度には様々な種類がありますが、消費者向けの表示を許可しているGAPと許可していないGAPがあります。消費者のGAP全般に対する認知度がまだ低い中、消費者にGAPごとの種類や違いを伝えるよりも、GAP全般を広く普及することが、いずれのGAP認証制度にとっても有用であり、また消費者もGAPについて知る機会を得ることができ、商品選択や購買する店舗選択の助けとなります。そのような目的をもって共通GAPマークの制度を始めます。

2 共通GAPマークを表示できるGAP認証制度

東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）が、日本国内に広くGAPが普及するきっかけとなったことは、東京2020大会のレガシーであり、それを継続的に発展させていくことが重要です。そのため、東京2020大会の持続可能性に配慮した調達コード（第3版）及び持続可能性に配慮した農産物の調達基準で認められたGAP（以下、「東京2020大会 調達基準GAP」）を今後も尊重していきたいと考えます。

以上の理由により、共通GAPマークを表示できるGAP認証制度は、東京2020大会調達基準GAPに限定し、その認証を持つ農場・団体が活用できる共通のマークとして使用します。

なお、東京2020大会の持続可能性に配慮した農産物の調達基準4項で認められた農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPについては、都道府県等公的機関による第三者の確認／確認を受けていることを条件とします。

注補：

上記の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」は、農林水産省が2022年3月に「国際水準GAPガイドライン」に引き上げ・発展させました。農林水産省の「国際水準GAPガイドライン」に準拠しているか確認する仕組みを活用し、「国際水準GAPガイドラインに準拠したGAP」を、共通GAPマークを表示できるGAP認証制度とします。加えて、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている農場であることを条件とします。

ただし経過措置として2024年3月末日までは、東京2020大会時点で「東京2020大会 調達基準GAP」となっていたGAPの認証/確認については、共通GAPマークの使用を認めることとします。

また、「東京 2020 大会 調達基準 GAP」の認証を持つ食材を使う加工業者・飲食店も共通 GAP マークを使用できます。

■引用資料

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード (第 3 版)

<https://gapri.jp/publicrelations/>

- ・東京 2020 組織委員会が認める認証スキーム

<https://gapri.jp/publicrelations/>

- ・農林水産省「国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

- ・「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した GAP

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/junkyo.html>

共通 GAP マークは 3 種類あり、以下のとおり使い分けます。

	共通 GAP マーク デザイン	使用条件
共通 GAP マーク A		東京 2020 大会 持続可能性に配慮した農産物の調達基準 3 項及び 東京 2020 組織委員会が認める認証スキーム の GAP 認証制度の認証を持つ農場・団体が使用できます。 ただし GLOBALGAP 認証農場については、共通 GAP マーク A の使用条件は満たすものの、2022 年 12 月 6 日に GLOBALGAP 本部より対象から除外してもらいたいとの正式な依頼があり、理由としては GLOBALGAP は business-to-business use に限定し

		<p>たい等ということでしたので、共通 GAP マーク A の対象から除外しました。</p> <p>主に JGAP/ASIAGAP 認証農場が使うことが出来るマークです。</p>
共通 GAP マーク B	 <p>GAP取組産地 Good Agricultural Practice</p>	<p>東京 2020 大会 持続可能性に配慮した農産物の調達基準 4 項の GAP 認証制度の認証／確認を持つ農場・団体が使用できます（経過措置として 2024 年 3 月末まで）。</p> <p>及び</p> <p>「国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP」の認証／確認を持つ農場・団体が使用できます。</p> <p>主に、東京 2020 大会の食材調達基準として認められた都道府県 GAP 認証・確認農場が使うことが出来ます。</p>
共通 GAP マーク C	 <p>GAP食材使用 Good Agricultural Practice</p>	<p>「東京 2020 大会調達基準 GAP」認証／確認農場・団体が生産した原料・食材を使用した加工食品や、飲食店のメニューブックなどで使用できます。</p> <p>共通 GAP マーク A/B のマークが貼られた商品を原料・食材として使うという意味ではなく、農場・団体に認証書を提出させるなどして、その条件に合致する農場・団体であることを確認すればよいです。</p>

3 共通 GAP マーク A/B 使用の流れ

- (1) 共通 GAP マーク A/B を使用したい者(以下、「共通 GAP マーク A/B 使用者」)は、GAP 総研の指定の使用許諾申請書を使い、「東京 2020 大会 調達基準 GAP」の認証または都道府県等公的機関による第三者の認証/確認を証明するものを添付し、GAP 総研に申請します。団体認証の場合は、団体に対して GAP 認証書が発行されることが一般的であり、その場合は団体として共通 GAP マーク A/B を使用することになり、団体に所属する農場が個別に使用することは許されません。
- (2) 申請後、GAP 総研にて審査が行われ、要件を満たしていることが確認されたら受理されます。受理されると、GAP 総研のホームページにある共通 GAP マーク使用者一覧に申請者の名称が公開されます。GAP 総研から共通 GAP マーク A/B 使用者に、使用者番号が付加された共通 GAP マークのデジタルデータセット (JPEG・GIF・EPS) がメール送付により貸与され、共通 GAP マーク A/B 使用者は本書に定められた範囲で共通 GAP マークを使用できます。
- (3) サブライセンスの期間は上記の共通 GAP マークの貸与から 1 年 (申請書の申請日起点) となります。サブライセンスは更新でき、更新時に共通 GAP マーク A/B 使用者は、GAP 総研の指定の更新申請書を使い、東京 2020 大会 調達基準 GAP の認証/確認を更新時にも保持していることを証明するものを添付し、GAP 総研に申請します。認められた場合は、共通 GAP マーク使用者は継続して共通 GAP マーク A/B を使用できます。

4 共通 GAP マーク A/B を表示できる範囲

- (1) 以下は、共通 GAP マーク A/B は以下の範囲で表示できます。
- (2) 本書 3 (1) の申請書及び (3) の更新申請書に添付した認証書/確認書に記載のある農産物及びその商品の包装資材・梱包資材
- (3) 共通 GAP マーク A/B 使用者の農場・団体の名刺、看板、ウェブサイト、パンフレット、広告、その他の販促資材 (小売店舗における POP 等の販促資材を含む)
- (4) 共通 GAP マーク A/B 使用者が自ら表示することに代わり、その管理責任の下で委託されたパッキングハウスや中間流通業者や小売業者が表示してもよいです。
- (5) 共通 GAP マークを表示する際は、その商品上または周辺 (店頭 POP 等) に、申請者の名前が共通 GAP マーク A/B と同時に見える範囲に表記されることが条件となります。
- (6) 共通 GAP マークを表示する際の大きさ・色・包材に合わせた修正は自由ですが、使用者番号や QR コード部分含め図と文字は過不足なく一体で使用し、部分的な使用や、原形が分からない変形した使用は不可とします。
- (7) 共通 GAP マークと併記する形で、GAP について補足説明を文言で行う場合は、以下の文言を参考に、大きく逸脱することがないようにします。
「GAP は東京オリンピック・パラリンピック選手村の食材調達基準であり、食品安

全、環境保全、労働安全、人権と福祉に配慮した農場管理を行う農場に与えられる認証制度です。」

「GAP は東京 2020 大会の選手村の食材調達基準であり、食品安全や環境保全に配慮した農場に与えられる認証です。」

「GAP は食品安全や環境保全に配慮した農場に与えられる認証です。」

「GAP は信頼できる農場の目印です。」

「GAP はSGDs を実践している農場に与えられる認証です。」

「SDGs 農業=GAP」

「GAP は農場の勲章です。」

5 共通 GAP マーク C 使用の流れ及び共通 G A P マーク C を表示できる範囲

「東京 2020 調達基準 GAP」の認証／確認を持つ農場・団体から「東京 2020 調達基準 GAP」の認証農産物／確認農産物を調達し、加工食品に加工・販売する場合または飲食店で料理として提供する場合には、以下の条件を全て満たす場合に、共通 G A P マーク C を使用することができます。

- (1) 共通 GAP マーク C を使用したい者（以下、「共通 GAP マーク C 使用者」）は、GAP 総研の指定の使用許諾申請書「本紙」を使い、GAP 総研に申請します。申請時には共通 GAP マーク C の使用を想定している商品・サービス等を記入します。加工食品に表示される製造者が共通 GAP マーク C 使用者として、GAP 総研が指定する申請書を提出します。プライベートブランド商品等で製造委託している場合、製造委託先ではなく、販売者が共通 GAP マーク使用者として申請することもできますが、その場合は共通 GAP マーク C が表示された商品には申請した販売者名が同時に記載されていることが条件となります。飲食店がメニューブックで表示する場合は、メニューブックが設置される店舗名が申請者となります。
- (2) 共通 GAP マーク C 使用者は、使用許諾申請書「別紙」を利用し、商品・料理ごとに、原料・食材として使用する予定の調達先の「東京 2020 大会調達基準 GAP」認証／確認農場・団体を、原則として商品の発売 5 日前までに、GAP 総研に申請・提出する必要があります。使用許諾申請書「本紙」と「別紙」は同時に提出する必要はなく、「本紙」の提出後、具体的な商品企画が確定するたびに、複数回に分けて「別紙」を提出していくことも想定されています。
- (3) 申請後、GAP 総研にて審査が行われ、要件を満たしていることが確認されたら受理されます。受理されると、GAP 総研のホームページにある共通 GAP マーク使用者一覧に申請者の名称が公開されます。GAP 総研から共通 GAP マーク C 使用者に、使用者番号が付加された共通 GAP マークのデジタルデータセット（JPEG・GIF・EPS）が貸与され、共通 GAP マーク C 使用者は本書に定められた範囲で共通 G A P マークを使用できます。

- (4) サブライセンスの期間は上記の共通 GAP マークの貸与から 1 年（申請書の申請日起点）となります。サブライセンスは更新でき、更新時に共通 GAP マーク C 使用者は、GAP 総研の指定の更新申請書を使い、GAP 総研に申請します。認められた場合は、共通 GAP マーク使用者は継続して共通 GAP マーク C を使用できます。
- (5) 「東京 2020 調達基準 GAP」の認証農産物は、消費者庁「食品表示基準 Q&A 加工-207」の「特色のある原材料」として扱い、加工食品やメニューブックでの共通 GAP マーク C の表示方法について判断します。
- (6) 共通 GAP マーク C は、全原料のうち、または品目を指定した食材のうち、「東京 2020 調達基準 GAP」の認証農産物を 100% 使用することを加工業者・飲食業者が想定している場合に使用できますが、100% ではない場合にも、(8) の文言の例なども活用し、優良誤認にならない範囲で使用することを、商標権を有する GAP 総研は認めます。
- (7) 天候不順などにより、加工食品で使用している食材の産地が緊急で変更になることはあり得ます。その場合、共通 GAP マーク C 使用者は消費者庁「食品表示基準 Q&A」に配慮して個別の判断を行います。
- (8) 加工業者は、商品に表記されている表示内容（共通 GAP マーク内の文言を含む）に法律上の責任を持ち、共通 GAP マーク C を使用する商品に以下のいずれかの文言を付記することで優良誤認を防ぎます。主旨が変わらなければ、文言・数字については修正しても良いです。

「本商品に使用している原料は主に GAP 認証農産物を使用しています」

「本商品に使用しているトマトは主に GAP 認証農産物を使用しています」

「本商品に使用している野菜は主に GAP 認証農産物を使用しています」

「本商品に使用している米は主に GAP 認証農産物を使用しています」

「本商品に使用している茶葉は主に GAP 認証農産物を使用しています」

「本商品に使用している原料は GAP 認証農産物を使用しています」

「本商品に使用しているトマトは GAP 認証農産物を使用しています」

「本商品は、GAP 認証農産物を 50% 以上使用して作られています」

「本商品は、GAP 認証農産物を 100% 使用して作られています」

原料・食材を生産した「東京 2020 調達基準 GAP」の認証を持つ農場・団体の名称を、加工食品の包材や飲食店のメニューブックに併記することが望ましいですが、必須ではありません。

また、GAP についての説明文言を加工食品に付記したい場合は、本書 4 (7) を参考としてください。

- (9) 共通 GAP マーク C 使用者は、共通 GAP マーク C を表示する加工食品・料理の原料・食材の仕入れ先の農場・団体の「東京 2020 調達基準 GAP」の認証／確認の有無について継続的に確認し、GAP 総研が求める場合は GAP 総研に開示します。
- (10) 共通 GAP マーク C は、本書 5 (2) の使用許諾申請書「別紙」に記載した商品・料理にのみ表示できます。ただし、飲食店の場合は一定の料理のジャンル内において頻繁にメニューが変更(四季での変更、週での変更、日替わりメニュー、給食事業者による献立変更など)されることも考えられるため、使用許諾申請書「別紙」の提出を省略する。商品や料理やその PR 用の広報資材 (WEB サイト含む)・販促資材 (小売店舗における POP 等の販促資材を含む) にも表示できます。
- (11) 共通 GAP マーク C を表示する際は、その商品上またはその PR 用の広報資材・販促資材に、申請者の名前が共通 GAP マーク C と同時に見える範囲に表記されることが最も望ましい形ですが、パッケージの裏表に表示されることは認められます。メニューブック等の場合は、同じページではなくとも、その 1 冊の中で同時に表記がある、または飲食店自身がその表示に責任をもっていることを店全体として消費者に理解できる形 (通常の飲食店であれば、その店内のメニューと食材については当該飲食店が責任を持っていることは自明である等) であれば可とします。
- (12) 共通 GAP マークを表示する際の大きさ・色・包材に合わせた修正は自由ですが、使用者番号や QR コード部分含め図と文字は過不足なく一体で使用し、部分的な使用や、原形が分からないレベルの変形した使用は不可とします。

6 共通 GAP マーク使用者の権利と義務

共通 GAP マーク使用者は、本書を遵守したうえで、「商標法」「不正競争防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」「食品表示法」その他関係法令を遵守しなければなりません。

共通 GAP マークを農産物または加工食品またはメニューブック等で使用する場合、共通 GAP マーク使用者 (農場または加工業者または販売者または飲食業者など) がその表示について全ての責任を負います。事実と異なる表示をした場合は、共通 GAP マーク使用者が上記の法律によって罰せられます。

共通 GAP マーク使用者は、GAP 総研のホームページで共通 GAP マーク使用者名、使用者番号及び以下のどちらかの情報が公開されます。社会全体で情報共有することにより、共通 GAP マーク使用者及びそれ以外の者による不正使用の両方を監視します。

(1) 東京 2020 大会 調達基準 GAP の認証または都道府県等公的機関による第三者の認証／確認

(2) 業種 及び 共通 GAP マーク C の使用を想定している商品・サービス等

共通 GAP マーク使用者は 共通 GAP マークが他人に悪用、盗用されないよう最善の注意を払わねばなりません。共通 GAP マークの不正使用が発覚した場合、商標権に基づき GAP

総研はその者に対して差し止め請求・損害賠償請求等の民事上及び刑事告訴等の刑事上の法的措置を取ることがあります。その際に、共通 GAP マークの使用者は協力し、または共通 GAP マークのデジタルデータの管理について責任が問われることもあります。

また、下記の者には、共通 GAP マークの使用を認めません。

- (1) 過去に共通 GAP マークの不正行為が発覚した者
- (2) 過去の法令違反等により GAP 総研が共通 GAP マーク使用者として相応しくないと判断した者

7 共通 GAP マーク 使用料金（税抜）

使用許諾申請時 A B C	10,000 円（初回登録料）+5,000 円（年間使用料）
更新時 A B C	5,000 円（年間使用料）
共通 GAP マーク C 使用許諾申請「別紙」の提出	使用許諾申請書「別紙」は、商品・料理ごとに提出し、1 商品ごとに内容確認の事務手数料 2,000 円

改訂履歴

2022 年 11 月 30 日 第 1 版 発行

2022 年 12 月 15 日 第 2 版 発行

2023 年 3 月 1 日 第 3 版 発行

以上

以下のサイトに掲載された説明資料「共通 GAP マークについて」（Q&A よくある質問を含む）についても、共通 GAP マーク 使用のルールの一部として扱い、様々な判断時の材料とします。

<https://gapri.jp/publicrelations/>

以上